

令和 3 年 7 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 3 年 7 月 13 日	午後 2 時
	閉 会	令和 3 年 7 月 13 日	午後 3 時 10 分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長	小 畑 委 員	千 委 員
-----------	---------	-------

安 岡 委 員	藤 本 委 員	鈴 鹿 委 員
---------	---------	---------

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

木上 教育次長

山本 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

石澤 総務企画課長

仲井 教職員人事課長

澤浦 学校教育課長

山田 特別支援教育課長

坂田 高校改革推進室参事

芝崎 総務企画課主幹兼係長

岡 総務企画課主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

6月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

○ 前回6月10日の教育委員会で、京都府においては、緊急事態措置が6月20日まで延長されることを報告し、その後、同措置は6月20日に解除され、7月11日までまん延防止等重点措置に移行されている。

この間の感染状況については、7月に入り微増傾向で、7月8日までの7日間移動平均は17.00人、昨日7月12日までの7日間平均は23.86人である。

最近の感染状況等では、20歳代以下の陽性者割合が増大しており、感染経路別に見れば、同居家族が最も多いが、会食や知人・友人での感染割合が増加している状況である。

まん延防止等重点措置は7月11日で終了したが、京都府としては、感染状況や変異株の影響等を踏まえ、不要不急の帰省や旅行等の都道府県をまたぐ往來の自粛、飲食店等への21時までの営業時間短縮の要請、イベント等における人数上限等の開催制限などを行っている。

こうした感染再拡大の抑制に向けた対策の詳細は、府民・事業者の皆さまへの要請として、京都府ホームページに掲載されている。

次に府立学校の教育活動については、まん延防止等重点措置期間中、また、同措置終了後の対応について、2つの通知を発出している。

まず、京都府におけるまん延防止等重点措置期間中の学校教育活動については、6月18日付けで通知を発出した。

その内容としては、児童生徒の感染状況等を踏まえ、基本的には感染防止対策を徹底しながら、段階的に制限を緩和する中で教育活動を進めることとし、例えば、宿泊を伴う教育活動は6月21日から7月2日までの間は実施を認めないが、7月3日からは可能としており、部活動についても、段階的に6月21日から校内の活動時間を2時間限定としていたものを緩和し、7月3日からは参加者、活動時間も緩和して、7月12日から更に段階的に緩和することとしている。

続いて、まん延防止等重点措置終了後の学校教育活動については、府内の感染状況が微増傾向にあること、感染力の強い変異株の影響により、依然として予断を許さない状況にあること、飲食店等に対して営業時間短縮等の要請が行われていることなどの状況を踏まえ、基本的に前回通知を踏襲し、気を緩めることなく、引き続き適切な感染拡大防止対策を徹底した上で、学校教育活動を

継続していくこととし、7月9日付けで通知を発出している。

また、同通知では、間もなく夏期休業期間に入ることから、不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導することのほか、補習やクラス活動等で登校する際も基本的な感染防止対策を徹底し、感染拡大防止の意識を持って行動することなどの指導をお願いしている。

なお、市町教育委員会に対しても、府立学校の例を参考に適切に対応していただくようお願いしている。

一方の児童生徒の感染者数については、府立学校においては、4月23人、5月33人、6月9人、7月は昨日現在で4人である。小中学校では、市町からの報告にタイムラグがあるが、4月57人、5月54人、6月11人、7月は昨日現在で6人と報告を受けている。

こうした状況を踏まえ、今後においても、引き続き適切な感染拡大防止対策を徹底した上で、学校教育活動を継続していきたい。

【質疑応答】

○ 小畑委員

感染した児童生徒に対するいじめ事案は、皆無だと捉えてよいのか。

○ 山本教育監

学校に対して、常々そういったことがないよう、表面的なことのみにとらわれず、常日頃から児童生徒の表情等を観察し、いじめが発生していないか、十人点検するようにお願いしており、指導を徹底していただいていると理解している。

また、先ほどの通知文においても、人権上の配慮として、感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族に対する偏見、差別、いじめ、SNS等による誹謗中傷は絶対行わないよう指導を徹底することのほか、コロナ禍での心理的なストレスを抱かえる児童生徒の状況を的確に把握し、適切に対応することをお願いしており、今のところ、コロナ禍におけるいじめ等があったという報告は受けていない。

○ 鈴鹿委員

現在、学習塾がどのような対応をしているか承知していないが、夏休み期間中は学習塾における夏季講習等の開催も予想される。

経験上、そうした夏季講習は人数が多く、密になることも想定され、そのような場所からの感染防止に関しても注意を促す必要があるのではないかと思うが、学習塾に対して教育委員会から指導はできないのか。

○ 橋本教育長

学習塾に対する指導については、国では経済産業省が管轄し、府では強いて言えば、商工労働観光部の管轄となるが、おそらく商工労働観光部もそのようなことは意識されていないと思う。

もちろん学習塾も、かなり気を付けておられると思うが、ご意見のとおり、この間に学習塾から感染が広がったという例が何件か出ている。

私どもから学習塾に対する指導権限はないが、通知文では、夏季休業中においても感染防止の基本的なことを遵守し、感染拡大防止の意識を強く持って行動することをお願いしており、そういう場における注意についても、学校を通

じて生徒に対して指導していただくことになる。

イ 請願・陳情の受理状況について

(ア) 教科書採択に関する要望書について

【澤浦学校教育課長の報告】

○ 6月29日、「京都教科書問題連絡会議」から配付資料のとおり、要望書が提出された。

要望書の概要については、昨年度作成した教科書採択に係る調査研究の資料を十分活用するとともに、採択替えに伴う混乱や負担増も考慮して慎重な採択（対応）を行うよう、市町村教育委員会に通知することというものである。

まず、同要望に係る報告の前に、教科書採択の仕組みから説明する。

教科書は、民間の教科書会社が作成した教科書について、国が教科書検定を行い、検定に合格したものが教科書として使用することができる。

検定済みの教科書は、通常、教科ごとに複数あり、この中から学校で使用する教科書を決定する。この行為が教科書採択という手続である。その権限については、学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。

採択の方法としては、権限は学校を設置する市町村教育委員会にあると説明したが、無償措置法により、実際の採択に当たっては、市町村の区域又はそれらを併せた一定のエリア地域を採択地区として設定し、その採択地区ごとに共同して同一の教科書を採択する仕組みである。

京都府における採択地区は、京都市を除き、それぞれの市町（組合）教育委員会で構成された、乙訓・山城・南丹・中丹・丹後と5つの地区を設け、各採択地区協議会で対象の教科書についての調査研究を行い、その地域内で使用する教科書の採択についての協議が進められ、同協議会を構成する市町（組合）教育委員会が同一の教科書を採択する。

続いて、その流れについて説明する。

最初に発行者の教科書会社から文部科学大臣に書目の届出がある。書目とは、どの科目、どの学年、どういうタイトルの本あるいは著作者名といったものなどである。

それを受けた文部科学大臣は、これを教科書目録にして、都道府県教育委員会に送付する。

送付を受けた都道府県教育委員会は、教科書会社から教科書見本も受け取って、都道府県教科用図書選定審議会にそれを諮問する。

都道府県教育委員会にあつては、市町村教育委員会がどの教科書を採択するかの判断材料として、予め同審議会の意見を聴くこととされており、そうすることによって、適切な採択を確保するという制度となっている。

同審議会からの答申を受けた都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に教科書目録を送付するとともに、答申に基づいた指導・助言等を行う。

具体的には、都道府県教育委員会は、各教科書についての特徴等を記載した選定資料を作成し、教科書見本も受け取っている市町村教育委員会については、同選定資料を元にして教科書選定の判断を行う。

続いて、採択のスケジュールについて説明する。

学校で使用する教科書は、前年度の8月31日までに市町村教育委員会が採択することとなっている。

また、令和3年度からは、中学校で新学習指導要領が全面実施されていることから、令和3年度から使用されている教科書は、令和2年度に採択は終了しており、また、採択については、4年ごとになっており、現在採択されている教科書については、令和3年度から同6年度まで4年間使用することとなる。

以上が基本的なルールであるが、次に今回の要望に関することについて、補足説明する。

先ほどの説明のとおり、中学校で令和3年度から令和6年度まで4年間使用する教科書に関しては、昨年度に採択が行われているところであるが、この度、社会科（歴史的分野）の一部の教科書については、令和元年度の国の教科書検定では不合格であったものの、その後の再申請における同検定で合格し、令和4年度から同教科書が新たに発行されることとなり、今年度から採択替えを行うことが可能となったものである。

このことを踏まえ、冒頭で説明した要望が提出されている。

京都府教育委員会としては、同教科書を受け取り、本年4月、各市町（組合）教育委員会宛てに令和4年度使用教科書の採択事務処理について通知している。

同通知の内容にあつては、採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみで、採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるべきものであり、採択替えを行う場合は、無償措置法の規定に則り、採択結果及びその理由を始めとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であるとしたもので、また、この通知の内容は文部科学省からの通知に基づき、作成したものである。

そこで、今回の要望に関して、改めて報告する。

要望の概要は、採択地区協議会が実際に採択替えを行うという決定をした場合には、同じ科目の教科書について、昨年度、調査研究を行って採択したにもかかわらず、今年度にもう一度、調査研究等を行う必要が発生し、負担が増すのではないかと。また、令和3年度と異なる教科書が採択された場合、教科書が変更されることになり、現場での混乱や負担が増加するのではないかと。というものである。

続いて、同要望の中の要請事項としては、昨年度の調査研究の資料を十分活用するとともに、採択替えに伴う混乱や負担増も考慮して慎重な採択（対応）を行うよう、市町村教育委員会に通知することというものである。

京都府教育委員会としては、各市町（組合）教育委員会宛てに採択についての指導・助言を行うために、先ほど説明した通知を発出しているところであり、また、採択替えの事務を行う場合の参考として、教科用図書選定審議会を通じた調査研究も行い、選定資料も送付している。

同要望に関しては、法令に則り、各採択地区協議会において、採択替えを行うか否かを判断されるものと考えており、今後とも、採択地区協議会や市町（組合）教育委員会の相談等に真摯に対応し、適切に指導・助言を行って

いきたい。

【質疑応答】

○ 千委員

中途において、新たな教科書が発行されることになり、採択替えという問題が起きているが、昨年度に採択された教科書は本年度から4年間使用することとなっており、新たな教科書については、4年後まで発行が待てないのか。

○ 澤浦学校教育課長

新たな教科書は、国の検定を通り使用できる教科書となった。

次は、新たに検定に合格した教科書を各市町村教育委員会が使用する教科書として採択するか否かというところが、現在の状況である。

○ 千委員

昨年度に採択された教科書は、4年間使用することになっているにもかかわらず、なぜ新たな教科書を途中に取り入れるのか。

○ 澤浦学校教育課長

新たな教科書は、再申請により、追加で合格したような形になっており、これについては、自治体としてはコントロールできない。

一方で、検定に追加合格した教科書を採択するかどうかは、各市町教育委員会に権限があり、既に採択している教科書をそのまま使うという選択肢もある。

○ 橋本教育長

1年遅れであっても、検定にクリアした限り、教科書会社からすれば、使ってもらえる可能性がある。

実際には、一旦決めている以上、採択替えの可能性についてはおそらく小さいと思う。

○ 藤本委員

特に歴史教科書に関しては、世間でいろいろと言われているが、その解釈はさておき、今回の件については、手続的には通っていることである。

また、どの科目の教科書であっても、その内容については、我々が議論することではなく、先ほどの説明のとおり、その仕組みから採択替えを行うか否かは採択権者が判断することと担保されており、いろいろな意見はあると思うが、こうした手続で問題はないと思う。

(イ) 向日が丘支援学校の改築とともに寄宿舎の充実・発展を求める要請署名について

【山田特別支援教育課長の報告】

○ 7月7日、「向日が丘支援学校の改築を考えるつどい」から配付資料のとおり、要請署名が提出された。署名数は378筆である。

同要請署名については、平成30年度、令和元年度及び同2年度にも同じ内容の要請署名が提出されており、署名数の合計は20,041筆となっている。

要請事項は3項目あり、1項目目は「向日が丘支援学校の校舎改築への早期着工、また、着工にあたっては府民の声を聞くこと」、2項目目は「同校

の寄宿舎をなくすことなく、充実・発展をさせること」、3項目目は「障害者権利条約が生きる地域づくりを進めること」である。

次に、向日が丘支援学校の校舎の改築と同要請事項に関することについて説明する。

同校舎の改築については、平成30年度に改築基本構想検討会議を設置し、地元の教育、福祉分野の関係者、保護者代表等が出席する場で意見を伺うとともに、教職員や保護者にはアンケートを実施し、令和2年1月に改築基本構想を策定した。

続いて、令和2年度及び同3年度において基本設計及び実施設計を行うこととしており、設計にあたっては、教職員・保護者に説明して意見を聞きながら進め、このうち基本設計については、令和3年3月に固まり、同年3月10日の教育委員会で報告したところである。

現在は、教職員の意見も聞きながら実施設計を進めており、今後も様々な機会を捉えて、教職員・保護者に説明し、意見を聞いていきたいと考えている。

寄宿舎については、遠隔地に居住するなど、自宅からの通学が困難な児童生徒を対象に通学を保障するために設置したものである。入舎については、家庭を離れて集団生活する経験を通じて、規則正しい生活リズムを整え、社会性を身に付けるなど、一定の効果があるものと考えている。

現在、向日が丘支援学校以外の府立特別支援学校で寄宿舎を設置している学校は、盲学校、聾学校、盲聾学校舞鶴分校、丹波支援学校、与謝の海支援学校である。

向日が丘支援学校は、昭和42年に肢体不自由養護学校として開校したが、その後、丹波、南山城支援学校等、特別支援学校の設置が進み、現在は乙訓地域2市1町の知的障害児童生徒及び肢体不自由児童生徒を受け入れる学校となっており、こうした状況の変化の中で寄宿舎については、通学支援としての役割から福祉的なニーズや社会的自立につながる体験実習等のニーズに対応する施設としての役割に変化してきている。

こうした状況を踏まえ、今回の改築にあたっては、寄宿舎を設置しないこととしている。

生活習慣の確立や他者との関わりなど、児童生徒の発達や自立等については、自立活動を始めとした教育活動全体で取り組んでいるところであり、改築後の校舎には、現校舎にはない集団による宿泊ができる集団生活型生活実習室及び高等部の生徒を対象とした一人暮らし体験型生活実習室を整備することとしており、寄宿舎が果たしてきた成果も踏まえ、取組を充実していきたいと考えている。

同校舎の改築に係る今後の予定は、今年度中に設計を終了し、令和4年度に現校舎の解体実施設計、令和5年度から現校舎の解体工事、令和6年度から建設工事を行うこととしている。

改築中は、工事に伴う騒音や安全対策が必要であり、児童生徒の授業等に支障がでないよう仮移転を行うこととしている。仮移転の時期は、解体工事が始まる令和5年度を予定しており、仮移転先については、済生会京都府病院を候補地として事務を進めている。

なお、仮移転先においては、寄宿舎を設置せず、改築基本構想を踏まえた

教育活動をスムーズに進めていくための施設整備を検討していくこととしている。

また、長岡京市が計画している「共生型福祉施設構想」によるグループホームや短期入所施設等とも連携、協力していき、地域の住民として豊かに生活できるよう進めていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 鈴鹿委員

要請事項の2項目に、「寄宿舍をなくすことなく、充実・発展をさせてください」と書いてあるが、この要請署名を提出された方々は、現校舎の寄宿舍に変わる施設として、集団生活型生活実習室や高等部の生徒を対象とした一人暮らし体験型生活実習室等が整備されるということをご存じなのか。

また、それらの新しい施設が整備されることは承知の上で、それらの施設では足りないということで要請されているのか。

○ 山田特別支援教育課長

寄宿舍については、本来は住居が遠方にあり、自宅からの通学が困難な児童生徒を対象に開校当時に設置された。

通学困難な児童生徒がいない現在では、通学支援としての役割から社会的自立につながる体験実習等のニーズに対応する施設としての役割に変化し、そういった中で「寄宿舍でいろんな友達と寝泊りを行い、生活を送る上での自立の力が付いた。寄宿舍でそういった力を更に付けてほしい」といった要望等があることは聞いているが、特別支援学校においては、従来の教育活動の中で、そういった力を付けるために、自立活動等の授業を実施している。

向日が丘支援学校以外の学校のほとんどの特別支援学校には、いわゆる生活実習室という普通の家のような部屋があり、例えば、そこで着替えや入浴の活動などを実施している。

しかしながら、今の向日が丘支援学校には、そういった施設がないため、改築する校舎では、特別教室として集団生活型生活実習室や一人暮らし体験型生活実習室を整備することを考えている。

これらのことは、この間、改築基本構想会議での説明を含め、様々な機会で説明している。

○ 藤本委員

今まであったものを無くすとなると、マイナスイメージを持たれるのは自然であり、仕方がないと思う。

いろいろと説明されていると思うが、保護者等の意見をしっかりと受け止め、最終的にどこまで納得されるかどうかは別として、ここは丁寧にしっかりと根気強く説明していただきたい。

また、学校が新しくなってから、学校の実際の運営について、良くなったところなど、しっかりと評価していただき、改善点は改善し、未来に向けて良くなるよう考えていっていただきたい。

○ 安岡委員

基本設計が固まった段階で、寄宿舍を存続してほしいという意見が出てくるということは、要請署名を提出された方々にとっては、そのあたりを納得されていないと思う。

こういった要請を提出された方々の子どもたちが、改築後の向日が丘支援学校に入学される訳であり、しっかりと納得を得た上で改築しなければならない。

要請されている方々の考え方もあり、先ほどの藤本委員の意見のとおり、本当に根気強く説明し、納得していただいた上で実施設計を作っていたきたい。

設計を終了し、解体工事が始まれば、その話は立ち消えになるため、行政側としては、それまでに理解を得るよう、よろしくお願いしたい。

ウ 京都府公立高校紹介動画サイト「まると学校Web2021」の開設について

【坂田高校改革推進室参事の報告】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学校説明会等が予定どおり実施できないことも想定され、また、延期されている状況の中、中学生や保護者の方に府内公立高校の魅力をお伝えするため、昨年度に引き続き、府内公立高校の紹介動画を一堂に集めたホームページサイトを開設したので報告する。

各校の動画については、この時期の中学生が複数の公立高校の情報に触れやすいよう工夫を凝らしている。

それでは、3校の動画をスクリーンに映して紹介させていただく。

まず、丹後通学圏から峰山高校の動画である。

《峰山高校の紹介動画再生》

続いて、口丹通学圏から須知高校の動画である。

《須知高校の紹介動画再生》

最後は、京都市・乙訓通学圏から京都すばる高校の動画である。

《京都すばる高校の紹介動画再生》

時間の都合で、動画紹介はここまでとなるが、各校がそれぞれに工夫を凝らし、魅力が詰まった紹介動画を作成している。視聴された方からは「各校の特色が出ていて良かった。進路選択のきっかけになる」という意見もいただいている。

これらの動画は京都府教育委員会HPに掲載しており、時間があるときにご覧いただければと思う。

高校改革推進室としては、今後とも中学生の進路選択に役立つ情報提供に努めていきたい。

【質疑応答】

- 小畑委員

昨年、コロナ禍で集合のプレゼンテーションがなく、紹介動画のみであったが、昨年は動画に対してどのぐらいのアクセスがあったのか。

- 坂田高校改革推進室参事

細かい数字までは把握していないが、昨年は1年目で、最高のところで1校当たり約3,000回の再生回数があった。全日制で少なくとも500から600回程度の再生回数があったと把握している。

- 小畑委員

それは結構な数である。

私も以前、福知山の合同説明会を視察したが、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後は、合同説明会も開催し、加えて紹介動画も発信するというパターンになるのか。それとも、今の紹介動画の発信のみにするのか。

○ 坂田高校改革推進室参事

今年度も、京都市・乙訓地域以外は合同説明会が最終的に中止となり、紹介動画の発信のみとすることが2年目となったが、基本的には、一堂に会した合同説明会を考えている。

紹介動画の発信についても、教員のスキルもかなり上がっており、今後、学校が広報戦略のPRを行う中で、こういった形で活用できれば良いと思っている。

○ 小畑委員

福知山の合同説明会を視察したとき、教員のプレゼンテーションが非常に良かった。

マイクに向かって、立ってただ喋るのではなく、スティーブ・ジョブズみたいに動き回りながらプレゼンテーションをしていたので、参加していた中学生には魅力的なプレゼンテーションであると感じた。

今日の紹介動画も非常に面白かった。

○ 坂田高校改革推進室参事

ありがとうございます。こちらとしても、合同説明会は開催していきたいと思っており、また、中学校からも今の事態が収束すれば、是非続けてほしいという意見をいただいている。

○ 鈴鹿委員

拝見して、生徒の皆さんの手作り感があって、学校の特徴も出ていて、非常に良い動画であると感じた。新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後も、こうした動画サイトは続けていただきたい。

大学の先生と話す機会があったが、今は大学もオープンキャンパスが開催できず、オンライン発信という形にしたところ、京都府外の方の出願者数が随分伸びたという話を聞いた。

興味はあるが合同説明会までは遠方等で来られないという方々にとっては、動画サイトは有効であり、今後も続けていただきたい。

○ 坂田高校改革推進室参事

ありがとうございます。先ほど、去年の再生回数を報告しましたが、チャンネル登録についても、昨年度より倍近くになっており、2年目ということで、一定中学校にも浸透してきたと考えており、是非こういったことを続けていければと思っている。

○ 藤本委員

この動画サイトの広報はどのように行っているのか。

○ 坂田高校改革推進室参事

今年度はまだ新聞掲載に至っていないが、報道への資料提供も行い、また、中学校のほか、教育局を通じて、中学校3年生や保護者の方にはお知らせしている。

(4) 議決事項

ア 第21号議案 小学校教職員の懲戒処分について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項アについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

